

下水道使用料改定に関するパブリックコメント等の実施結果について

ご意見をお寄せいただきありがとうございました。
お寄せいただきましたご意見に対する市の考え方をとりまとめましたので、ここに公表いたします。

1.パブリックコメントについて

(1)意見募集の期間 2021年(令和3年)8月13日(金)～10月21日(木)

(2)意見の数 23件

(3)意見提出人数 2人(郵送1人、持参1人 / 個人2人)

(4)市の対応区分

記号	対応区分	件数
○	意見を反映し、素案を修正するもの	0件
□	意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの	5件
■	意見は反映させないが、今後の事業実施時等に参考とするもの	9件
▲	ご意見を反映することが困難なため、素案どおりとしたもの	1件
◆	今回のパブリックコメント対象外の内容であり、参考意見として扱うもの	8件
合計		23件

(5)意見の内容と市の対応

整理番号	意見内容	採否	意見数	採否の理由
1	赤字が顕著化した理由をわかりやすく詳細に明記するか、「下水道使用料改定」の参照すべきページを記載してください。	□	1件	「下水道使用料改定 持続可能な下水道事業経営を行うために」(以下「資料」という。)の9ページに、赤字解消の経緯について記載しています。 本市においては、公営企業会計移行前から汚水処理経費の全額は使用料で賄えてなく一般会計からの繰入金で補填されていました。また、企業会計移行後に新たな費用として固定資産の減価償却費、除却費などの費用が加わったことから、一般会計からの繰入金だけでは補填しきれず、決算で赤字が顕在化したものです。
2	地方財政法、地方公営企業法、下水道法などの原理原則が記載されているが、今まで逗子市はこれらの法令を厳守していなかったのか？	◆	1件	本市の下水道事業は、地方財政法、地方公営企業法、下水道法等の関係法令等を遵守の上、運営しています。

3	資料7ページ「しかし、令和元年度に地方公営企業法を適用したことにより固定資産の管理も行うようになったことで費用化することとなった減価償却費が多額となっており、…」の説明だけでは理解できません。以前の管理方法を説明した後、新たに適用となった地方公営企業法での管理との比較表を掲載して下さい。	■	1件	本市が以前適用していた官庁会計は、現金主義で単式簿記であり、予算・決算は特別会計の歳入・歳出区分で管理し、会計上資産は管理していませんでした。一方、公営企業会計の考え方は発生主義で複式簿記であり、予算・決算は企業会計の収益的、資本的収支に区分して管理します。また、新たに財務諸表として損益計算書、貸借対照表及びキャッシュ・フロー計算書など、資産管理として固定資産の登録・分類・管理が加わりました。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
4	資料7ページの図は現状を説明しているのか？改定後を説明しようとしているのか？現状を説明している図ならば、改定後の図も必要です。	▲	1件	資料7ページの図は、下水道施設が故障等をした場合の対応とその財源を示したものであり、使用料の改定前後で変わるものではありません。
5	9ページ「1 老朽化対策」に伴うアローダイヤグラムが示されていない。わかりやすく言えば「マンションの大規模修繕」と同様に実施時期を明らかにし、それに伴う費用の積み立てとして今回の使用料の改定を行うという説明はできないのか？	□	3件	今回の使用料改定は、基本的方針として老朽化対策及び単年度の赤字解消を目的に行うものであり、将来への積み立てを狙いとしているものではありませんが、2030年度(令和12年度)までに見込まれる収支や業務の概要、概算費用、財源は資料16.17ページの下水道事業会計収支計画と18.19ページの建設改良費の年度別事業費に記載しています。
6	全体として「使用料の改定」の説明に終始しているが、今後の補修改修にむけて必要な工事内容、工事日程、工事見込額を精査し具体的に年次ごとに算出し、現状との乖離を埋める方策及び目標達成時期をいかにすべきか市民に諮るべきである。			
7	説明として、2017年(平成29年)11月1日(土)に開催された市民説明会「緊急財政対策について」で席上配布された資料の「1 財政状況について」と「2 財政対策プログラムの基本的な考え方」を参考にして、もっと市民に分かり易い資料に改善してください。	■	1件	今後の参考とさせていただきます。
8	「赤字の顕著化」において、監査委員の指摘はあったが、「逗子市下水道事業運営審議会」での調査審議の過程では摘出されなかったのか？そもそも「赤字の顕著化」に対する再発防止策が記載されていない。	■	1件	赤字は、公営企業会計に移行後初となる令和元年度決算で顕在化しました。これを受け、2020年(令和2年)7月に開催した逗子市下水道事業運営審議会において決算内容を説明しています。健全な下水道事業の経営のためには、今後も3～5年ごとに社会経済情勢を考慮の上、使用料が適正であるかの見直しを含めて検討する等、適切に運用していくこととしています。
9	「下水道使用料改定」は市民意見聴取に供する資料であるところ、あなたも決定事項の如き表題であるうえ、市民意見聴取後の手続、日程も示さない。	■	1件	今後の参考とさせていただきます。
10	全住民に例外なく影響を及ぼす内容にもかかわらず極端に少ない参加(3回で延べ16名)状況での民意聴取を是とするのでは市民参加の体制づくりに過ぎず、説明会冒頭に時間短縮と称して終了予定を繰り上げようとし、担当者口頭説明では頻繁に「審議会了承済み」と発言するなど市民参加に対する意識が低いといわざるを得ない。10月16日に説明会を実施後、わずか5日後に意見書提出期限を設定し何の疑問を持たない行政側の態度は住民参加の形骸化を如実に示すものである。	◆	2件	市民参加制度手続としては、下水道事業運営審議会での審議と、パブリックコメントを行うとともに、さらに補完するために市民説明会を開催しました。市民説明会の開催に当たっては、当初8月21日及び9月5日を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言を受け開催日を延期し、感染防止対策をとりながら10月9日及び16日に実施しました。この延期に伴い、パブリックコメントの意見募集の締め切りも9月16日から10月21日まで延長しました。周知については、広報誌や市ホームページへの掲載、広報掲示板への掲示、住民自治協議会への説明を行いました。結果、市民説明会の参加者は合計17名に留まりました。

11	改定案8ページ5行目では「仮に下水道管破損して(略)長期間にわたり下水道の使用ができなくなる」などと脅迫的言辞を弄し有無を言わせない姿勢が顕著である。	◆	1件	本市の下水道管は、総延長約250kmのうち半数近くが2030年度(令和12年度)までに耐用年数の50年を超える状況となっています。 今後、突発的に管路等が破損等をした場合に赤字の経営状態では財源に余裕がなく対応力に乏しいことから、復旧に時間を要する場合等が懸念されているため、このような表現としています。
12	改定案7ページに「固定資産の(略)減価償却が多額となって(略)抑制できない」とあるが、対象資産の内訳も減価償却額の明細も示さない。	■	1件	対象となる固定資産の数量が多いことから、資料には資産ごとの詳細は記載していませんが、減価償却費の全体金額を16.17ページの下水道事業会計収支計画に記載しています。記載方法については、今後の参考とさせていただきます。
13	必要最小限資産以外の売却、他会計移管を検討すべき。 本年3月の「逗子市公共下水道事業経営戦略」25ページの(2)イでは「下水道用地の貸し出し」と記載し圧縮可能資産の存在を示唆する。	◆	1件	下水道事業においては、不要な資産は登録していません。 また、「下水道用地の貸し出し」は、逗子市公共下水道事業経営戦略の中で資産活用による収入増加の取り組みに関して、想定される例として記述しているものです。
14	7ページ(2)収入の増加の項では「適正な一般会計繰入金金の確保」とするが具体策が示されない。雨水や防災対策は一般会計で全額を賄うものであり厳密に算定し内訳を明確にする必要がある。	◆	1件	下水道使用料の算定に当たっては、雨水の処理に係る経費は「雨水公費・汚水私費の原則」に基づき除外しており、公費である一般会計繰入金で賄っています。 下水道施設を維持するための防災対策については、下水道事業として取り組んでいます。
15	下水道普及率100%で新規建設の必要性がない本市こそが特殊な状況にあり、今後下水道の新規敷設による拡充を必要とする他自治体と同じ土俵で論ずるのは的外れである。 つまるところ、9ページ最終2行で「国の交付金を受けるためには(略)使用料改定の必要性に関する検証」とし「国が示す使用料単価に近づけ」を根拠とするに過ぎず、『単価150円ありき』の杜撰な計画である。	◆	1件	本市の現在の下水道使用料では、今後増加が予測される突発的な不具合等の老朽化への対応が困難になると考えられること、また、赤字の状態では想定されていない突発的な不具合への対応や計画している業務の遂行ができなくなる恐れがあり、その解消が必要であることから、今回、老朽化対策及び単年度の赤字解消を目的に改定を行うものです。 本市の下水道使用料の単価は、県内各市町や類似団体と比較して低く、国が示す150円という基準からも大きく下回っています。 また、2025年度(令和7年度)以降国の交付金を受けるためには、少なくとも5年に1度の頻度で使用料改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定し、その結果を広報することが条件になることから、今後も適正な水準に見直ししていくことが必要です。
16	改定案本文において収入支出の具体的内容について一言も触れていない。	□	1件	資料16.17ページの下水道事業会計収支計画、18.19ページの建設改良費の年度別事業費に記載しています。
17	2ページでは少子化による人口減少、節水機器の普及による収入の減少に言及するが具体的データを示さない。本市においての人口動態は短期的には減少傾向とは言い難く、近時の在宅での仕事の増加傾向はむしろ使用料の増大をもたらすものである。 下水使用料の動向は傾向を見定める期間が必要であり、短期的な料金改定は最小限に止めるべきである。	■	1件	「逗子市人口ビジョン」では、今後本市の人口減少はさらに進むものと推計しています。今後の使用料改定の必要性を検証するに当たっては、下水道事業の安定的な経営を目指し、3～5年ごとに社会経済情勢を考慮の上、使用料が適正であるかの見直しを含めて検討する等、適切に運用していくこととしています。

18	2ページ(1)老朽化に伴う改築・更新の増大の項では支出額について「大規模な改築や更新を行う長寿命化対策」を見込むとするが工事内容も工事時期も示さない。維持補修更新は中長期的な計画がある筈で、何ゆえに示せないのか不思議であり、何か不都合があるのかとの疑念が湧く。	■	1件	資料では個別の工事の内容は記載せず、資料18,19ページに老朽化に伴う改築・更新として建設改良費の年度別事業費を記載しています。
19	人口減少や節水機器の影響で料金収入が減るとの見解に反し2020年(令和2年)では収入額が前年比10%強の増加実績がある。 2020年(令和2年)の実績額を基に今後数年は人口増減なしと仮定すると減価償却額の減少と相まって違う様相を呈する。	◆	1件	本市の下水道事業は、公営企業会計に移行した2019年度(令和元年度)、2020年度(令和2年度)とも単年度で1億円を超える赤字となっており、早期の赤字解消を図るため下水道使用料の改定を行うものです。
20	支出における職員給与費では、収益的支出で令和4年に前年比1.586倍を計上し、資本的支出で2022年(令和4年)に前年比1.476倍、その後年々増加し2028年(令和10年)には令和3年比4.332倍にまで増加させる計画となっている。 実人員にすると現在人員の4倍程度の増加を見込むもので、妥当性に多大な疑問が生じ、経営努力のかけらも見えない。 工事の具体化と適正要員を見込み年次ごとに実人員で示すべきである。	■	1件	本市の下水道事業は2002年度(平成14年度)に普及率100%を達成した以後は、施設、設備の維持管理が主となり、最低限の人員配置で業務を行ってきました。 しかし、供用開始から50年近くが経過し、施設、設備の老朽化が顕著になっており、今後、管路や処理場の長寿命化対策、管路の地震対策及び処理場の再整備等の業務量の増加が予想されることから、人員増を見込んでいるものです。
21	不断の経営努力と市民や議会に対する十分な説明は不可欠である。契約方式の見直しやランニングコストの削減、発電、メタンガス利用など収入模索、流入量とコストの相関、市民ができる下水道負荷の軽減方法など市民に周知し、下水道事業の現状を認識できる環境を整えるべきである。	■	1件	処理場、ポンプ場の運営管理について、包括的民間委託により職員数の削減を図り、使用電力などの入札によりコストの縮減を図っています。 収益確保については、今後の参考とさせていただきます。
			23件	

2. 市民説明会

(1) 日時、場所

日時	場所	参加人数
2021年(令和3年)10月9日 9時半～11時	沼間小学校区コミュニティセンター	1人
2021年(令和3年)10月9日 14時半～16時	小坪小学校区コミュニティセンター	13人
2021年(令和3年)10月16日 13時半～15時	市役所 5階会議室	3人

(2) 意見の数 32件

(3) 意見等の内容と市の回答・考え方

整理番号	意見等の内容	市の回答・考え方
1	今後も定期的な改定があるのか。今回は平均25%値上げということだが、今後の展望はどうなっているのか。	健全な下水道事業の経営のためには、今後も3～5年ごとに社会経済情勢を考慮の上、使用料が適正であるかの見直しを含めて検討する等、適切に運用していくこととしています。
2	コロナ禍で在宅勤務の人が増え、水道使用料が増えたのではないかと。	2019年(令和元年)下半期と2020年(令和2年)下半期の下水道使用料を比較すると、平均で1.98%の増となっていますが、一時的なものと想定しています。
3	最近の逗子市の人口は増えているのではないかと。	「逗子市人口ビジョン」では、今後本市の人口減少はさらに進むものと推計しています。
4	収支の見積が短期的な視点のように思える。広域的な連携等いろんな選択肢を検討していないのか。	資料16.17ページの下水道事業会計収支計画に記載しているとおり、2030年度(令和12年度)までの10年間の収支計画としていますが、3～5年毎に実態に合わせて見直すこととしています。また、汚泥処理等の広域化について、神奈川県を中心に県内自治体との検討を進めています。
5	料金改定して赤字はなくなるのか。	資料16.17ページの下水道事業会計収支計画の(H)欄に記載しているとおり、2022年度(令和4年度)に単年度黒字となる見込みです。また、(I)欄に記載の累積欠損金は2026年度(令和8年度)に解消される見込みです。
6	地方公営企業法適用により赤字になったように見えるが、何もしなければ赤字にならなかったのか。	本市においては、公営企業会計移行前から汚水処理経費の全額は使用料で賄っておらず、一般会計からの繰入金で補填されていました。また、企業会計移行後に新たな費用として固定資産の減価償却費、除却費等の費用が加わったことから、一般会計からの繰入金だけでは補填しきれず、決算で赤字が顕在化したものです。

7	今までも下水道管の維持管理ができていたのだから、会計上は赤字であろうとできるのではないか。	本市の下水道事業は、2019年(平成31年)4月1日から地方公営企業法を適用し、官庁会計から企業会計へ移行しましたが、それにより約1億3,000万円の赤字が顕在化しました。赤字がある状態では健全な経営であるとは言えず、想定されていない突発的な不具合への対応力が乏しいことや、計画している業務を遂行できなくなることから、赤字の解消が必要です。
8	今後10年20年の間にどのような計画を行っていくのか開示すべきである。	2030年度(令和12年度)までに見込まれる収支や業務の概要、概算費用、財源は資料16.17ページの下水道事業会計収支計画と18.19ページの建設改良費の年度別事業費に記載しています。
9	コロナ禍でいきなり25%上げるというのは酷ではないか。毎年5%ずつ上げるとか方法はいろいろあるのではないか。	本市では2005年度(平成17年度)以降使用料改定を行っていないため、使用料の単価は県内各市町や類似団体と比較して低く、単年度決算は赤字となり、さらに累積欠損金が積みあがっている現状です。このような状態では、施設の老朽化等により今後増加が見込まれる突発的な不具合等の対応が困難になると予想されることから、速やかに単年度の赤字と累積欠損金の解消を図るため、今回の平均改定率としています。なお、本市の約8割の利用者にあたるボリュームゾーン(25㎡以下)では、改定率を20%以下に抑えています。
10	改定案によると今後余剰金が積みあがっていくようだが、将来的に工事を行う際に起債は発行しないのか。	資料18.19ページの建設改良費の年度別事業費の下段に記載している事業費の内訳、起債の額のとおり、今後必要に応じて起債の借入をしていく予定です。
11	どこまで値上げすれば健全経営なのか。	「雨水公費・汚水私費の原則」から、汚水処理経費に係る経費回収率が100%以上が一つの目安となります。本市では、2020年度(令和2年度)では72.53%となっており、今回の改定後は約80%となる見込みです。
12	ストックマネジメントとは何か。	老朽化した下水道施設・設備について、延命を図るための長寿命化対策に係る取組手法をいいます。
13	処理場再整備とは何か。	現在の処理場は、初期に整備した施設が耐用年数の50年を迎えます。再整備事業では処理場の老朽化に加え、地震対策や津波対策にも対応した整備を行っていきます。
14	収益的収支と資本的収支とは何か。	収益的収支は主に下水道事業の運営に必要な施設・設備の維持管理を、資本的収支は主に下水道施設の整備の収支を表すものです。
15	下水道事業は町全体の環境保全ならば、下水道使用料だけで経費を賄うのは到底無理。税金でもっと賄うべきではないか。	下水道事業は「雨水公費・汚水私費の原則」から、汚水処理経費は下水道使用料で賄い、雨水処理経費は税金である一般会計からの繰入金で賄うことになっています。

16	雨水公費・汚水私費とあるが、雨水の割合はどう算出しているのか。	処理場に流入した全水量から、汚水分を引いた水量を雨水分としています。 汚水分の算定方法は、晴天時に処理場へ流入した総水量を晴天日数で除し、365日に乗じて年間晴天時総水量を算出します。
17	下水道料金は上水道を参考にしているようだが、上水道の何割が下水道分になるのか。流し方によって下水道使用料の比率を変えてほしい。	金額の比率ではなく、上水道の使用水量と下水道へ流した水量は同じとして下水道使用料を計算しています。
18	一般会計で登録する資産、下水道事業で登録する資産の整理はしているのか。	下水道事業に関する資産のみを固定資産として登録しています。
19	広報ずしの10月号に記載されている「2020年度の決算状況」について収入3億円、支出が8億円とはどういうことか。	下水道事業の運営に必要な施設・設備の維持管理を行う収益的収支と、下水道施設の整備を行う資本的収支の二つの収支があり、ご質問の決算状況は資本的収支のものです。 収入と支出の差額については、16.17ページの下水道事業会計収支計画に記載しているとおり、「損益勘定留保資金」等の補填財源を充てています。 なお、今回の料金改定は収益的収支の赤字解消にかかるもので、資本的収支とは別のものとなります。
20	下水道普及率は100%とのことだが、それを維持するために負担が掛かるから、縮小すべきではないか。	本市の下水道処理区域はコンパクトであることから、引き続き100%を維持していきます。
21	下水道管の破損による使用者の負担はあるのか。	公設管については、使用者が直接負担することはありません。 なお、突発的に発生した破損等の修理費用については、下水道使用料等が充てられます。
22	合流式は分流式に変えていくのか。	資料18.19ページの建設改良費の年度別事業費に記載している合流改善対策として、逗子第5分区雨水渠整備工事で毎年少しずつ分流化工事を進めています。2020年度(令和2年度)末で、全体計画10kmのうち約3.5kmが整備済みです。
23	耐震化された管渠はどのくらいあるのか。長期間使えなくなると書いてあるが、修繕してくれないのか。	資料18.19ページの建設改良費の年度別事業費に記載している管路の総合地震対策計画は、2021年度(令和3年度)に策定中であり、耐震化された管渠はまだありません。来年度は、耐震性能詳細診断業務を実施し、工事は2023年度(令和5年度)から着手する予定です。地震で管路が破損した場合は、規模により修繕までの使用不能期間は変わってくるのが想定されます。

24	職員給与費が増加しているが、どのような計画なのか。	本市の下水道事業は、2002年度(平成14年度)に普及率100%を達成した以後は、施設、設備の維持管理が主となり、最低限の人員配置で業務を行ってきました。しかし、供用開始から50年近くが経過し、施設、設備の老朽化が顕著になっており、今後、管路や処理場の長寿命化対策、管路の地震対策及び処理場の再整備等の業務量の増加が予想されることから、人員増を見込んでいるものです。
25	値上げありきで経費を組んでいるのではないか。	資料16.17ページの下水道事業会計収支計画では、2019年度(令和元年度)と2020年度(令和2年度)は決算数値を、2021年度(令和3年度)は予算を記載しています。2022年度(令和4年度)から2030年度(令和12年度)までの予測は、決算数値等を踏まえ算定しており、値上げありきで経費を計上していることはありません。
26	中古のマンホール等で収益を得る等の努力はしていないのか。	使用済みマンホールの販売や鉄くずの売却等を行っています。
27	他の市との比較がしやすい資料や下水道事業の考え方等をホームページに掲載してもらいたい。	今後とも情報発信に努めていきます。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
28	年に一回でいいので下水道講座等を開催してほしい。	新型コロナウイルスの感染拡大もあり現在では開催が難しい状況ですが、今後機会をとらえて開催に向けた検討を行います。
29	民間活用して経費削減ができないか。	処理場、ポンプ場の運営管理は、包括的民間委託により職員数やコストの削減を図っており、引き続き経費削減に努めていきます。また、処理場での使用量が多い電力についても、入札により電力を調達する等、引き続き費用の削減を図っていきます。
30	今は、市民の収入が減っている時期ではないか。また、市民の収入は平均ではなく中央値で比較するべきではないか。	課税状況等からは市民の所得減少等は明確に確認できておりませんが、今後も引き続き所得状況等を注視し把握に努めます。
31	処理場の建て替えによる移転の場所は、蘆花記念公園がいいのではないか。	ご意見として伺います。
32	水まきにお金がかかるのを減らしたいのに子メーターを自己負担でつけるのは納得がいかない。今後、改善してほしい。	適正な下水道使用料を算定するには、水量の把握が重要です。それには、散水用の水量を把握するために生活用水とは別に水道を引くか、散水分が計測できる子メーターによる計量をお願いしています。